



栃木県公報

平成29年
4月4日(火)
第2873号

目次

告示

○予定保安林	309
○私立学校の廃止認可	311
○土地改良区定款変更の認可	311
○道路の区域の変更	312
○道路の供用開始	312
○建築基準法による道路の指定	312

公告

○公共測量の終了	313
----------	-----

教育委員会

○有形文化財の指定	313
-----------	-----

告示

栃木県告示第162号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年4月4日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字宮ノ平1057-6、字愛宕山1061、1098、字大鹿入1065、1066、1069、字ヲノ沢1080-1、1081

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字福手字久根下645-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久根下645-1（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字茂木字日向535-1、538-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向535-1・538-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

那須塩原市中塩原字戦場252-8、252-10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

Ⅴ

1 保安林予定森林の所在場所

日光市大室字西原1148（次の図に示す部分に限る。）、1149-11、字湯ブラ沢1151

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西原1148・字湯ブラ沢1151（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第163号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、平成29年3月31日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

平成29年4月4日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	設 置 者
さくらんぼ幼稚園	宇都宮市松原二丁目7番42号	学校法人宇都宮YMCA学園
鬼怒川台幼稚園	宇都宮市石井町2505番地1	学校法人飯鉢学園
足利いずみ幼稚園	足利市五十部町155番地5	学校法人瑞泉学園
花園幼稚園	足利市大町2番地6	学校法人花園幼稚園
足利こぼと幼稚園	足利市堀込町2973番地	学校法人みなみ学園
旭幼稚園	足利市大沼田町2040番地	学校法人双葉学園
犬伏幼稚園	佐野市犬伏下町1776番地1	学校法人犬伏学園
清滝幼稚園	日光市清滝安良沢町1728番地1	学校法人清滝学園
梅ヶ原幼稚園	小山市城東五丁目11番20号	学校法人梅ヶ原学園
みのり幼稚園	小山市大字萩島56番地	学校法人みのり幼稚園
烏山聖マリア幼稚園	那須烏山市南一丁目9番19号	学校法人北関東カトリック学園
のぶ幼稚園	芳賀町大字下延生1641番地	学校法人城興寺学園
国谷幼稚園	壬生町大字国谷840番地1	学校法人真照寺学園
やすづか幼稚園	壬生町大字安塚1641番地1	学校法人大久保学園

（こども政策課）

栃木県告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年4月4日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
佐 野 市 土 地 改 良 区	平成29年3月24日

(農地整備課)

栃木県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年4月4日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
155	前	鹿沼市池ノ森字栃木道西348-3から 鹿沼市池ノ森字栃木道西378まで	13.7～17.2	120.0	
	後	鹿沼市池ノ森字栃木道西348-3から 鹿沼市池ノ森字栃木道西378まで	14.5～40.0	120.0	

栃木県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年4月4日から同年5月8日まで一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
80	一 般 県 道 黒 田 市 埴 真 岡 線	芳賀郡益子町大字七井531-2から 芳賀郡益子町大字七井525-4まで	平成29年4月4日
323	主 要 地 方 道 塩 谷 喜 連 川 線	矢板市片岡字猪ノ子原2128-44から 矢板市片岡字猪ノ子原2130-161まで	平成29年4月4日

(道路保全課)

栃木県告示第167号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成29年4月4日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第4号の規定による道路	下野市仁良川字新屋敷1655-1、1656-1、 1656-2、1656-4、1657-1、1657-2、	延長270.77m 幅員16.00m	平成29年 3月28日	栃 木 土 木 事 務 所

1657-4、1657-5、1657-6、1657-7、 1657-8、1657-14、1657-18、1657-26、 1657-27、1657-29、1657-30、1657-31、 1657-33、1657-34、1657-40の各一部、下 坪山字栄1701の一部、字元割1679-1、 1680の各一部、字結城道西1592-1、1592- 2、1592-3、1593-1、1593-2、1593- 4、1594-1、1609-1、1610-1、1611、 1610-1地先の各一部			
--	--	--	--

(建築課)

公 告

○公共測量の終了

平成28年12月16日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、関東地方整備局下館河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月4日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
日光市、矢板市、宇都宮市
- 3 作業期間
平成28年12月12日から平成29年3月21日まで

(監理課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第3号

栃木県文化財保護条例（昭和二十八年栃木県条例第二十号）第四条第一項の規定により次の表に掲げる有形文化財を栃木県指定有形文化財に指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

名 称	員 数	種 別	所 在 地	所 有 者
黒馬繫馬図絵馬	一 点	有形文化財 (絵画)	野木町大字野木二四〇四	野木神社

(文化財課)